

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月28日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第1号

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則（平成24年静岡県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(歩行者専用道路)</p> <p><b>第44条</b> (略)</p>	<p>(歩行者専用道路)</p> <p><b>第44条</b> (略)</p> <p><u>(歩行者利便増進道路)</u></p> <p><b>第45条</b> <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。